

# 独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部を改正する政令の概要

平成 29 年 12 月  
総務省行政管理局  
独立行政法人制度総括担当

## 1. 趣旨

独立行政法人（行政執行法人を除く。）の役職員が離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合の法人の長への届出事項を拡充するため、独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成 12 年政令第 316 号。以下「共通事項政令」という。）について、所要の改正を行うもの。

## 2. 改正概要

共通事項政令第 16 条第 4 項（共通事項政令第 18 条において準用する場合を含む。）において定める届出事項に、次の事項を追加する。

- ① 再就職の約束をした日以前の中期目標管理法役職員としての在職中において、再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日
- ② 再就職先の連絡先
- ③ 離職後の就職の援助を行った者の氏名又は名称及び当該援助の内容

## 3. 施行期日

平成 30 年 1 月 1 日